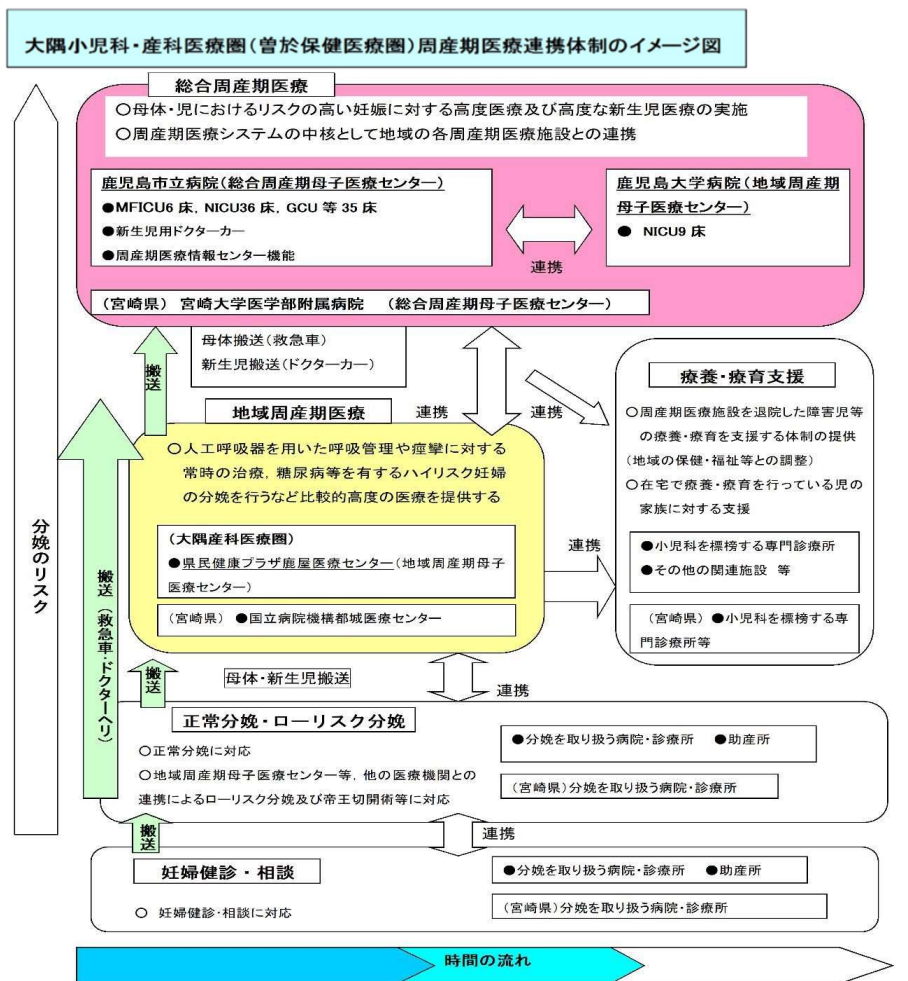


周産期医療の連携体制



周産期医療の医療機能基準

- A 妊婦健診・相談** (医療機関)
- ・産科に必要とされる検査・診断・治療が実施できる。
 - ・妊産婦の相談に対応できる。
 - ・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。
- (助産所)
- ・産科に必要とされる検査が実施できる。(助産所で分娩する方のみ)
 - ・妊産婦の相談に対応できる。
 - ・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。
- B 正常分娩・ローリスク分娩** (医療機関)
- ・正常分娩・ローリスク分娩を安全に実施できる。
 - ・他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に対応できる。
 - ・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。
- (助産所)
- ・正常分娩を安全に実施できる。
 - ・出産について、地域周産期医療施設と相互連携して対応できる。
- C 地域周産期医療**
- ・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる。
 - ・地域周産期医療関連施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行うことが望ましい。
 - ・産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することができる施設及び分娩監視装置、超音波診断装置、微量輸液装置、その他産科医療に必要な設備を備えている。
 - ・小児科等には、新生児病室又は新生児集中治療管理室(NICU)を有し、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えている。
 - ・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)は、それぞれ24時間体制を確保するために必要な職員を配置している。
 - ・産科については、帝王切開術が必要な場合、できるだけ速やかに児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員を配置している。
- D 総合周産期医療**
- ・産科及び小児科(新生児集中治療管理室を有する。)、麻酔科その他の関係診療科目を有する。
 - ・合併症妊娠、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる。
 - ・地域周産期医療関連施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域周産期医療関連施設との連携を図る。
 - ・分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする。)、その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えた母体・胎児集中治療室又は同等の機能(以下「MFICU等」という。)を有する。
 - ・新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えた新生児集中治療管理室(NICU)を有する。
 - ・MFICU等及びNICUの後方病室及び必要な設備を有する。
 - ・医師の監視のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療器械を搭載した周産期医療に利用しうるドクターカーを必要に応じ整備する。
 - ・血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、エックス線検査超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする)による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能である。
 - ・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。
 - ・MFICU等及びNICUは、24時間診療体制を確保するために、常時担当医師及び必要な職員が勤務している。
- E 療養・療育支援**
- ・児の救急時に備えた、救急対応可能な病院との連携ができる。
 - ・医療、保健及び福祉サービス(レスパイトを含む)と連携、調整し療養・療育ができる。
 - ・地域、総合周産期母子医療センター等と連携し、療養・療育の必要な児の情報(診療情報や治療計画)を共有している。
 - ・自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援ができる。
 - ・家族に対する精神的サポート等の支援ができる。